

令和2年8月臨時
四万十町教育委員会
會議資料（追加）

日 時：令和2年8月26日（水）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

承認

- ① 承認第1号 専決処分の承認について（指定校区外就学の承認）
- ② 承認第2号 専決処分の承認について（指定校区外就学の承認）
- ③ 承認第3号 専決処分の承認について（会計年度任用職員の任用（発令）の承認）

議案

- ③ 議案第3号 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ④ 議案第4号 四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

承認第1号

専決処分の承認について

指定校区外就学について、別紙のとおり四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和2年8月26日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書




指定校区外就学申請の承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年8月17日

四万十町教育長 山脇 光章

記

指定校区外就学申請の取り扱いについて

令和2年8月16日付けで、
からへの指定校区外就学申請書が提出されたので、下記のとおり承認する。

令和2年8月17日

四万十町教育長 山脇 光章

記

- 1 児童生徒名
- 2 保護者氏名
- 3 住民登録地
- 4 就学指定校
- 5 就 学 校
- 6 期 間
- 7 事 由









校区外就学基準 NO1 (学期途中の転居)

参考

四万十町立小学校及び中学校における校区外就学に関する取扱要綱【抜粋】

(校区外就学)

第2条 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒の保護者から教育委員会が指定する小学校又は中学校（以下「指定校」という。）の変更を希望する旨の申請がなされた場合で、別表に掲げる基準のいずれかに該当するときは、指定校の変更をすることができる。

(申請)

第3条 前条の規定により指定校の変更を希望する保護者は、指定校区外就学申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。

(承認)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、申請書及び添付書類の内容を審査し、適当であると認められたものについて、指定校の変更を承認するものとする。

別表（第2条関係）

校区外就学基準

No.	区分	事由	対象者	期間	備考（添付書類等）
1	学期途中の転居	四万十町内への転居で、引き続き在籍していた学校に就学させたい場合	小・中 全学年	当該学年の 終了まで	・校区外就学協議書（様式第3号）
2	留守家庭	勤務等により、児童の帰宅時に保護者等が不在であり、児童を祖父母宅、知人、学童保育等へ預けるため、預かり先の住所地の指定校に就学させたい場合	小全学 年	当該学年の 終了まで （1年更 新）	・預かり承諾書（様式第4号） ・在職証明書（様式第5号）
3	転居予定	新築等により、完成後又は購入後の転居が確実であり、転居予定先の指定校に就学させたい場合	小・中 全学年	転居日まで （原則6か 月以内）	・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書、売買契約書、入居契約書等の転居を確認できる書類
4	住民票のみの異動（住宅融資等）	住民票が居所に無い場合	小・中 全学年	転居日まで （原則6か 月以内）	・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書等の住宅建築を確認できる書類 ・居住証明書（様式第6号） 又は居住を確認できる書類
5	教育上等の配慮	いじめ、不登校、健康上等の理由により校区外就学が適当であると教育委員会が認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・校区外就学協議書（様式第3号） ・通学を希望する学校長の意見書又は関係機関の意見書等 ・医師の診断書（必要と認められる場合）
6	地理的な理由	学校との距離により教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	卒業時まで	
7	その他の事情	No.1から6までに掲げる事由のほか、教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・校区外就学協議書（様式第3号） ・事由要件による。

承認第2号

専決処分の承認について

指定校区外就学について、別紙のとおり四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和2年8月26日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書




指定校区外就学申請の承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年8月17日

四万十町教育長 山脇 光章

記

指定校区外就学申請の取り扱いについて

令和2年8月16日付けで、
からへの指定校区外就学申請書が提出されたので、下記のとおり承認する。

令和2年8月17日

四万十町教育長 山脇 光章

記

- 1 児童生徒名
- 2 保護者氏名
- 3 住民登録地
- 4 就学指定校
- 5 就学 校
- 6 期 間
- 7 事 由









校区外就学基準 NO1 (学期途中の転居)

承認第3号

専決処分の承認について

令和2年8月24日付け教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和2年8月26日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年8月24日

四万十町教育長 山脇 光章

記

令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員（専決）

令和2年8月24日発令

生涯学習課

任用期間：令和2年8月24日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備 考
小鳩保育所	調理員	高橋 智鶴子	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	子育て支援員 と併任

議案第 3 号

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年
四万十町条例第 18 号）の一部を別紙のように改正することについて、委員会の意見を
求める。

令和 2 年 8 月 2 6 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

議案第 号

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月9日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年四万十町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第7条第5項中「前項」の次に「（同項第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第38条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■議案第 号 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【要旨】

「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」（令和元年12月10日子ども・子育て会議）において、様々な対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所卒園後の受入先確保のための連携施設の確保は不要とすべきとされ、加えて保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化すべきとされました。

これを受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第40号）が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、所要の条例改正を行うものです。

【主な改正内容】

1. 連携施設（卒園後の受皿）についての緩和

町長は、家庭的保育事業者等に確保することが求められている、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保義務に関する規定については、次の(1)又は(2)に該当するときは適用しないこととすることができるとします。

(1) 町長が、保育所、認定子ども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき。

2. 居宅訪問型保育事業の対象の拡充

居宅訪問型保育事業における母子家庭等の乳幼児について、保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合のほか、保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合においても保育を提供するものとします。

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

	改正後	改正前
<p>四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第18号</p> <p>例 (保育所等との連携)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 町長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) 町長が、<u>法第24条第3項の規定による調整を行うに当たつて、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</p> <p>5 前項（<u>同項第2号に該当する場合に限る。</u>）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限り、）であつて町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</p>	<p>四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第18号</p> <p>例 (保育所等との連携)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 町長は、<u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であるとき、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</p>	<p>四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第18号</p> <p>例 (保育所等との連携)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 町長は、<u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であるとき、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1)・(2) (略) (居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合 <u>又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合</u>への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町長が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略) (居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町長が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) (略)</p>

議案第4号

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年四万十町条例第19号)の一部を別紙のように改正することについて、委員会の意見を求める。

令和2年8月26日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

議案第 号

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月9日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年四万十町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第43条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定こどもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■議案第 号 四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【要旨】

「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」（令和元年12月10日子ども・子育て会議）において、様々な対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所卒園後の受入先確保のための連携施設の確保は不要とすべきとされ、加えて保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化すべきとされました。

これを受け、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年内閣府令第33号）が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、所要の条例改正を行うものです。

【主な改正内容】

1. 連携施設（卒園後の受皿）についての緩和

町長は、特定地域型保育事業者に確保することが求められている、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保義務に関する規定については、次の(1)又は(2)に該当するときは適用しないこととすることができるとします。

(1) 町長が、保育所、認定こども園又は特定地域型保育事業の利用について調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による保育の提供の終了に際して、連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき。

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年10月2日条例第19号 (特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 町長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p><u>(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</p>	<p>四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年10月2日条例第19号 (特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 町長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</p>

改正後	改正前
(1)・(2) (略) 6～9 (略)	(1)・(2) (略) 6～9 (略)

